# 香川県健康福祉部薬務感染症対策課長 (公印省略)

感染症法に基づく全数届出が必要な五類感染症の追加等について(協力依頼)

日ごろ感染症対策について、格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

Hib 感染症、小児の肺炎球菌感染症が予防接種法の定期接種の対象疾病として追加されること等 を含む予防接種法改正法案が国会に提出されている中、これらの感染症の今後の患者発生動向を 注視していくことが重要な課題となっています。

このため、これまで Hib 及び肺炎球菌を含めた細菌性髄膜炎については「細菌性髄膜炎」とし て定点報告のみとしてきましたが、新たに「**侵襲性インフルエンザ菌感染症**」及び「**侵襲性肺炎 球菌感染症**」による感染症を全数届出対象とするよう、本年3月7日付けで感染症法施行規則の 改正が行われました。併せて、髄膜炎菌による感染症については、これまで「髄膜炎菌性髄膜炎」 として全数届出対象としてきましたが、髄膜炎のみならず、敗血症等を含めて把握するため、「侵 襲性髄膜炎菌感染症 とする改正も行われました。

改正のポイント等は以下のとおりで、本年4月1日から施行されます。当該感染症の患者を診 断した場合、管轄の保健所に発生届の提出をお願いします(当該感染症死亡者についても同様)。 また、上記感染症以外にも、届出基準や届出様式が一部変更されています。香川県感染症情報 (医療機関の方へ) のホームページに掲載していますので、御確認をよろしくお願いします。

http://www.pref.kagawa.lg.jp/vakumukansen/irvou oshirase.htm

## ※「侵襲性」とは、髄液又は血液から菌が検出された場合に限定して用います。

### ■ 侵襲性インフルエンザ菌感染症

【 定義 】 Haemophilus influenzae による侵襲性感染症のうち、本 菌が髄液又は血液から検出された感染症とする。

7日以内の届出

## ■ 侵襲性肺炎球菌感染症 ■ ←

【 定義 】Streptococcus pneumoniae による侵襲性感染症のうち、 本菌が髄液又は血液から検出された感染症とする。

7日以内の届出

### ■ 侵襲性髄膜炎菌感染症 ■ ←

【 定義 】 Neisseria meningitidis による侵襲性感染症のうち、(患者が共同生活を行っている場合など 本菌が髄液又は血液から検出された感染症とする。

## 24 時間以内の届出

のより迅速な行政対応に資するため)

## 届出基準の概要

: 症状や所見から当該感染症を疑い、下記検査方法により診断した場合 ア 患者(確定例) イ 感染症死亡者の死体: 症状や所見から当該感染症を疑い、下記検査方法により当該感染 症により死亡したと判断した場合

検 査 方 法	検査材料				
分離・同定による病原体の検出 : 当該3つの感染症共通	髄液、血液				
PCR 法による病原体の遺伝子の検出 : 当該3つの感染症共通	1 即即代文、1111代				
ラテックス法又はイムノクロマト法による病原体抗原の検出:肺炎球菌のみ	髄液				

保健声	所 香川県東讃保健所	香川県小豆保健所	香川県中讃保健所	香川県西讃保健所	高松市保健所
電話番	ラ 0879-29-8261	0879-62-1373	0877-24-9962	0875-25-2052	087-839-2870